

カドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準について

1. 経緯

公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目であるカドミウムについては、平成 23 年 10 月に環境基準値が 0.01 mg/L 以下から 0.003 mg/L 以下に強化された。

これを踏まえ、環境基準の維持・達成を図るため、平成 26 年 12 月 1 日より水質汚濁防止法に基づくカドミウム及びその化合物（以下「カドミウム」という。）の排水基準を 0.1 mg/L から 0.03 mg/L に強化している。

この際に、一般排水基準を直ちに達成することが困難であると認められる業種（4 業種）に対して、2 年又は 3 年の期限を設けて暫定排水基準を設定した。

その後、各業種における取組状況及び排出実態等を基に暫定排水基準の見直しを実施し、現在は 1 業種（金属鋳業）について令和元年 11 月末を期限として暫定排水基準が適用されている（下表）。

表 カドミウムに係る暫定排水基準対象業種の変遷

対象業種	暫定排水基準の適用期限			今回の見直し対象
金属鋳業	H26. 12. 1	H28. 12. 1～R1. 11. 30		/
溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。）	～ H28. 11. 30	H28. 12. 1 ～ H29. 11. 30		
非鉄金属第一次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）	H26. 12. 1～H29. 11. 30		一般排水基準 (0.03 mg/L) に移行	
非鉄金属第二次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）				

《参考》カドミウム（健康項目）の主な影響

- ・人体に対して、長時間の暴露により腎臓、肺に障害を生じる。
特に、カルシウム代謝を阻害し、栄養上の欠落等の要因と複合して骨粗鬆症、骨軟化症を発症させる可能性が指摘されている。

2. 前回見直しからの検討状況

暫定排水基準は、ただちに一般排水基準への対応が困難な業界について、暫定的に緩やかな基準値を時限つきで認めているものであり、基準値については、各事業場における排水の排出実態、排水処理技術の開発動向等を的確に把握しつつ、検証、見直しを行うものである。

カドミウムに係る暫定排水基準については、対象業種の一般排水基準達成に向けた取組等について技術的助言を得るとともに、基準値の見直しに向けた具体的検討を行うため、有識者から構成される検討会を設置し、検討を行った。この検討結果については、資料3にとりまとめた。

3. 見直しに係る今後の予定

暫定排水基準の見直し（案）については、本専門委員会においてご議論いただいた後、パブリックコメントにより意見募集を行い、意見募集結果を踏まえた見直し案について、中央環境審議会水環境部会でご議論いただいた上で、令和元年12月1日の改正省令の施行に繋げる予定である。

・今後のスケジュール（予定）

- 7月～8月 パブリックコメントの実施
排水規制等専門委員会（必要に応じて開催）
- 9月 中央環境審議会水環境部会
- 10月 改正省令の公布
- 12月1日 改正省令の施行

《参考》水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令(平成26年環境省令第30号)
(抜粋)

附 則

第一条 この省令は、平成二十六年十二月一日から施行する。

第二条 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法（以下「法」という。）第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この条及び次条並びに附則別表備考において同じ。）から公共用水域に排出される水（以下「排水」という。）の汚染状態についての法第三条第一項の排水基準については、この省令の施行の日から三年間（金属鉱業に属する特定事業場にあつては、五年間）は、この省令による改正後の改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定の適用については、当該特定事業場に係る汚水等を処理する事業場については、当該特定事業場の属する業種に属するものとみなす。

3 略

第三条 略

附則別表

有害物質の種類	業種	許容限度
カドミウム及びその化合物（単位一リットルにつきミリグラム）	金属鉱業	0.08
	非鉄金属第一次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）	0.09
	非鉄金属第二次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）	
	溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。）	0.1
備考	中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表により当該業種につき異なる許容限度が定められているときは、当該特定事業場に係る排水については、それらの許容限度のうち、最大のものを適用する。	